

新たな過疎計画（案）について

—過疎地域持続的発展計画(R8年度～R12年度)—

計画案への地域説明会資料



令和8年1月 佐久市 望月支所

1 「過疎」に係る基本的事項

(1) 過疎地域とは

◆法律では、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備等が他の地域と比較して十分とはいえない地域のことを「過疎地域」としています。

◆以下の地域要件を満たすと、過疎地域に指定されます。

①人口減少率

②市町村の財政力

◆市町村合併があった場合の特例があり、佐久市の場合は、旧望月町の区域が過疎地域に指定されています。

(いわゆる「一部過疎」の指定を受けています。)

1 「過疎」に係る基本的事項

(2) 過疎法について

◆過疎地域に該当する望月地域においては、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、継続して過疎計画を策定しています。

◆現行法である「**過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法**」は令和3年4月に制定され、令和13年3月31日まで10年間の時限立法とされています。

1 「過疎」に係る基本的事項

(3) 過疎計画について

◆過疎地域に指定された市町村は、法律及び県が策定する「持続的発展方針」に基づき、非過疎地域になることを目指して、「**過疎地域持続的発展計画（いわゆる過疎計画）**」を策定し、過疎対策事業債などを活用しながら、地域活性化等の取組を推進していきます。

◆地域住民、NPO、地域活動団体の皆さまに参画をお願いし地域の将来像とその実現に向け、共通認識をもって計画を策定することが重要です！

1 「過疎」に係る基本的事項

(4) 過疎地域に係る制度について

◆過疎債

過疎計画に基づき実施する事業について、「**過疎対策事業債**（いわゆる**過疎債**）」の発行が認められています。

過疎債は、例えば、市が100万円で事業を行う場合、70万円分を国が交付税として支援してくれるという**有利な財源**です。

～過疎債活用のイメージ～

これに起債を充てる
(借金する)と・・・



整備費 ¥100万

国が交付税として支援してくれる分 (7割)

市の負担 (3割)

2 過疎地域持続的発展計画（案）について

(1) 過疎計画の期間と計画が示す地域の将来像

◆計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

◆地域の将来像

「ひとがひとをつなぎ、
暮らす人々に愛されつづけるまち」

- 地域住民がこの地の暮らしの豊かさを実感し、この地に住み続けたいと思うまち。
- この地の人財や風土に惹かれ、新たな人の流れが生まれるまち。

2 過疎地域持続的発展計画（案）について

（1）過疎計画の期間と計画が示す地域の将来像

◆将来像実現のための基本方針

- この地で暮らしていけると地域住民が思えるまちの機能を確保します。
→地域医療環境への不安・交通手段の不足、耕作放棄地の増加
- この地を誇りに思い、暮らしたいと思える地域の魅力を磨き上げます。
→豊かな自然等の特徴等の地域の卓越性を生かしたまちづくり
- この地を新たに愛する人を創出します。
→関係人口・交流人口の増加を図り、「望月らしさ」を伝達する機会の創出


2 過疎地域持続的発展計画（案）について

（2）計画の組み立て

- ◆第1章 基本的な事項
- ◆第2章 移住・定住・交流の促進、人材育成
- ◆第3章 産業の振興
- ◆第4章 交通通信体系の整備
- ◆第5章 生活環境の整備
- ◆第6章 保健・福祉の向上
- ◆第7章 医療の確保
- ◆第8章 教育の振興
- ◆第9章 地域文化の振興
- ◆第10章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

2 過疎地域持続的発展計画（案）について

（3）計画の構成

- ◆現況と問題点  皆さんからいただいたご意見を反映しています。
 - 地域の皆さんが感じている課題、これまでも課題であったが解決に至っていない点を掲載しました。
- ◆その対策
 - 地域の皆さんと連携しながら、市ではどのような対策ができるか、庁内各課と連携し作成しています。
- ◆具体的な計画
 - 過疎計画として、具体的な項目をまとめています。

2 過疎地域持続的発展計画（案）について

（4）住民（団体）意見・要望事項の募集について

- ◆新計画の策定に当たり、地域の皆様からご意見等をいただきました。

- ①地域説明会（11/19～11/22）でのご意見 35件
- ②応募用紙（11/19～12/10）によるご意見 85件
- ③インターネットを通じたご意見（11/19～12/10）
26件
- 合計146件
- ④パブリックコメント（11/20～1/9）によるご意見
1件

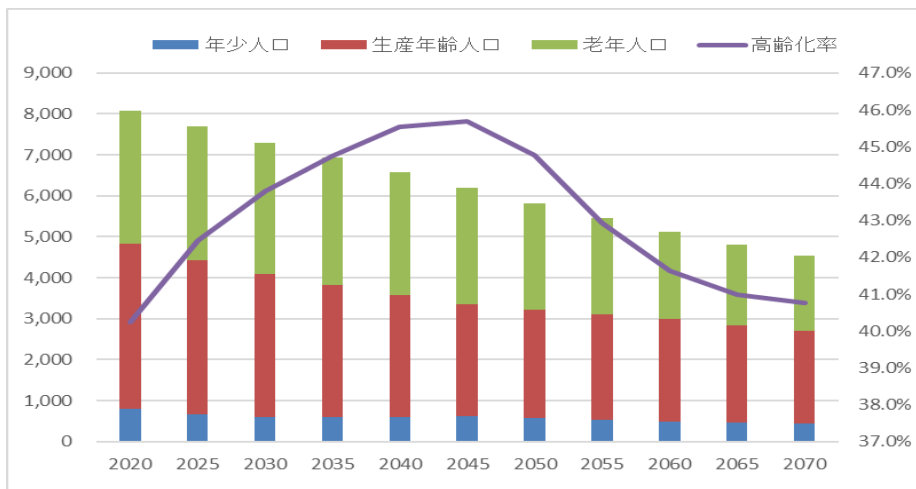
2 過疎地域持続的発展計画（案）について

(4) 望月地域の人口推計（出典：佐久市人口ビジョン）

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)	令和52年 (2070)
総計	8,069	7,689	7,288	6,927	6,569	6,195	5,821	5,461	5,124	4,818	4,549
年少人口	807	677	595	603	610	612	585	544	492	456	441
生産年齢人口	4,014	3,748	3,501	3,224	2,967	2,752	2,630	2,573	2,498	2,387	2,254
老年人口	3,248	3,264	3,192	3,100	2,992	2,831	2,606	2,344	2,134	1,975	1,854
高齢化率	40.3%	42.5%	43.8%	44.8%	45.5%	45.7%	44.8%	42.9%	41.6%	41.0%	40.8%

2 過疎地域持続的発展計画（案）について

(4) 望月地域の人口推計（出典：佐久市人口ビジョン）



2 過疎地域持続的発展計画（案）について

（5）地域の持続的発展のための基本目標

◆社会動態に関する基本目標

	基準値	目標値
望月地域への年間転入者数	208名（R6(2024)）	220名以上（R12(2030)）
望月地域からの年間転出者数	199名（R6(2024)）	190名以下（R12(2030)）

◆市民満足度に関する基本目標

	基準値	目標値
「佐久市は住みやすい」と回答する望月地域住民の割合	60.9% (R3(2021)～R7(2025)の平均)	70.0% (R12(2030))

memo

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(1) 第2章 移住定住交流の促進、人材育成

◆ご意見

- 移住希望があっても、住める状態の建物がない。
(家の中が片付けられない)
- 移住促進のための地域内周遊の電動自動車レンタル・ライドシェア

◆その対策

- 住まいの確保支援とマッチング機能の統合・強化
- 生活交通の利便性向上と安心して暮らせる環境の整備

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(1) 第2章 移住定住交流の促進、人材育成

◆過疎計画

- 空き家の有効活用による都市住民との交流拡大及び定住促進の取組
- 所有者に対する空き家の処分、利活用等の促進
- 移動手段となる公共交通の維持改善

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(2) 第3章 産業の振興

◆ご意見

- 空き店舗の利活用（起業、カフェ、移住の誘致）
- 鳥獣害対策の強化等
- 春日温泉の環境整備（改築・周辺環境整備）

◆その対策

- 地域資源を活用した起業促進と伴走型支援の強化
- 捕獲体制の抜本的強化と担い手育成
- 主要観光拠点と施設の再整備・活性化

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(2) 第3章 産業の振興

◆過疎計画

- 空き店舗等を活用し、起業するための支援の推進
- 野生鳥獣保護管理対策の推進
- 国民宿舎もちづき荘等の既存施設を含む温泉施設及びその周辺環境に係る整備

◆実施計画

- 空き店舗等実態調査及び創業支援事業
- 野生鳥獣保護管理対策事業
- 春日温泉活性化事業

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(3) 第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

◆ご意見

- 地域内道路の整備・改良
- 交通手段の改善（デマンド交通等）
- 高校生への交通支援

◆その対策

- 計画的な道路網整備の推進
- A I デマンド交通の導入
- 既存公共交通網の維持・最適化

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(3) 第4章 交通通信体系の整備、情報化の推進

◆過疎計画

- 市道各路線の新設・改良・舗装・維持修繕
- デマンド交通の運行及び運行方法の検討
- 民間バス会社への委託及び助成による路線の確保及び運行体系の検討

◆実施計画

- 過疎対策道路整備事業大平線市道67-8号線
- 地域公共交通体系運営事業

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(4) 第5章 生活環境の整備

◆ご意見

- 空き家の取り壊し
- 積極的な水力発電への取組

◆その対策

- 空き家対策
- エネルギーの地産地消の拡大

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(4) 第5章 生活環境の整備

◆過疎計画

- 空き家対策の推進
- 再生可能エネルギーの適切な導入の推進

◆実施計画

- 老朽危険空家等解体・空家等解体跡地利活用補助事業

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(5) 第6章 保健・福祉の向上

◆ご意見

- 元気な高齢者の居場所や支援
- 3歳未満の幼児が安心して遊べる場所が支援センターしかない

◆その対策

- 介護予防と健康寿命延伸に向けた取組みの強化
- ワンストップ相談支援体制の構築と地域連携の強化

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(5) 第6章 保健・福祉の向上

◆過疎計画

- 介護予防に係る各種施策の推進
- 子育て支援に係る各種事業の推進

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(6) 第7章 医療の確保

◆ご意見

- 病院等の医療体制の充実
- 小児科を作ってほしい

◆その対策

- 地域完結型医療体制の支援と中核病院の機能強化

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(6) 第7章 医療の確保

◆過疎計画

- 地域医療体制の充実

◆実施計画

- 地域医療確保対策事業
- 川西保健衛生施設組合病院運営費補助負担事業

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(7) 第8章 教育の振興

◆ご意見

- 学校環境の整備
- スポーツ少年団等への支援
- 地域内の体育施設の整備・改修

◆その対策

- 安全・安心な学習環境の総合的な整備
- 市民協働による担い手の育成と活動の活性化
- 公共施設マネジメントに基づく計画的な施設整備と機能強化

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(7) 第8章 教育の振興

◆過疎計画

- 児童・生徒の学習環境等の整備
- スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等のスポーツ団体の育成・支援
- 望月地域のスポーツ施設の整備

◆実施計画

- 学校給食浅科・望月センター集約化事業
- 中学校部活動の地域クラブ活動展開事業
- 社会体育施設等改修事業

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(8) 第9章 地域文化の振興等

◆ご意見

- 信州望月太鼓の支援

◆その対策

- 伝統文化の保存・継承と担い手育成

3 地域の皆さんからいただいたご意見について

(8) 第9章 地域文化の振興等

◆過疎計画

- 伝統文化保存委託に係る取組の推進

4 今後のスケジュール

(1) 地域説明会

- ◆ 1月14日（水）午後7時 御鹿の郷地域ふれあいセンター
- ◆ 1月15日（木）午後7時 佐久市望月支所 3階大会議室

(2) 長野県との協議

(3) 令和8年佐久市議会第1回定例会へ 議案提出

(4) 毎年度末に内部での評価・検証を実施

5 関連資料

(1) リンク集

- ◆ 佐久市過疎地域持続的発展計画（令和8年度から12年度）
に関連する資料



- ◆ 佐久市過疎地域持続的発展計画（令和3年度から7年度）
に関連する資料



- ◆ 長野県過疎地域持続的発展方針（令和7年12月改定）



過疎関係・要望募集に関するお問い合わせ先

佐久市望月支所 総務税務係 (担当：三浦・永岡)

TEL 0267-53-3111

FAX 0267-53-3115

✉ motidukisisyo@city.saku.nagano.jp